

ては、許可の権限を有する者の変更があつた旨及びその年月日

(毒物劇物取扱責任者に関する届出)

第五条 法第七条第三項の届出は、別記第八号様式による届書を提出することによつて行うものとする。

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際當該届書の提出先とされている都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一 薬剤師免許証の写し、法第八条第一項第二号に規定する学校を卒業したこととを証する書類

二 法第八条第二項第二号又は第三号に該当するかどうかに関する医師の診断書

三 法第八条第二項第四号に該当しないことを証する書類

四 雇用契約書の写しその他の毒物劇物営業者の毒物劇物取扱責任者に対する使用関係を証する書類

五 毒物劇物取扱責任者として第十一条の三の二第二項において準用する同条第一項に規定する者を置く場合にあつては、令第三十六条の五第二項の規定により講じる措置の内容を記載した書面

前二項の規定は、毒物劇物営業者が毒物劇物取扱責任者を変更したときに準用する。この場合において、第一項中「別記第八号様式」とあるのは、「別記第九号様式」と読み替えるものとする。

(学校の指定)
第六条 法第八条第一項第二号に規定する学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校又はこれと同等以上の学校をいう。

(法第八条第二項第二号の厚生労働省令で定める者)
第六条の二 第四条の七の規定は、法第八条第二項第二号の厚生労働省令で定める者について準用する。この場合において、「特定毒物研究者」とあるのは、「毒物劇物取扱責任者」と読み替えるものとする。

(毒物劇物取扱者試験)

2 筆記試験は、左の事項について行う。

一 毒物及び劇物に関する法規

二 基礎化学

三 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

四 別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び

実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

五 別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び

実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

六 別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び

実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

七 別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び

実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

八 別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び

実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

九 別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び

実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

十 別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び

実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

2 前項の届書（法第十条第一項第二号又は第十二条第一号若しくは第四号に掲げる事項に係るものに限る。）には、設備の概要図を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際當該届書の提出先とされている都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出された設備の概要図については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

3 実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

4 実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

5 実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

6 実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

7 実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

8 実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

9 実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

10 実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

11 実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

12 実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

13 実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び

貯蔵その他取扱方法

二 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物（住宅用の洗浄剤で液体状のものに限る。）を販売し、又は授与するときは、次に掲げる事項

イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨

ロ 使用の際手足や皮膚、特に眼にからむないように注意しなければならない旨

ハ 眼に入った場合は、直ちに流水でよく洗い、医師の診断を受けるべき旨

三 毒物及び劇物の製造業者が、その製造し、又は輸入したジメチル一二・二（ジクロロビニルホスフエイト（別名D DV P）を含有する製剤（衣料用の防虫剤に限る。）を販売し、又は授与するときは、次に掲げる事項

イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨

ロ 使用直前に開封し、包装紙等は直ちに処理すべき旨

ハ 居間等人が常時居住する室内では使用しない旨

ニ 皮膚に触れた場合には、石けんを使ってよく洗うべき旨

三 毒物又は劇物の販売業者が、毒物又は劇物の直接の容器又は直接の被包を開いて、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに毒物劇物取扱責任者の氏名

四 毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面

四 毒物又は劇物の譲渡手續により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十二条 法第十三条に規定する厚生労働省令で定める方法は、あせににくい黒色で着色する方法とする。

（毒物又は劇物の譲渡手續に係る書面）

第十二条の一 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十二条の二 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

（毒物又は劇物の着色方法）

第十二条 法第十三条に規定する厚生労働省令で定める方法は、あせににくい黒色で着色する方法とする。

（毒物又は劇物の譲渡手續に係る書面）

第十二条の一 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十二条の二 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

（毒物又は劇物の着色方法）

第十二条 法第十三条に規定する厚生労働省令で定める方法は、あせににくい黒色で着色する方法とする。

（毒物又は劇物の譲渡手續に係る書面）

第十二条の一 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十二条の二 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

（毒物又は劇物の着色方法）

第十二条 法第十三条に規定する厚生労働省令で定める方法は、あせににくい黒色で着色する方法とする。

（毒物又は劇物の譲渡手續に係る書面）

第十二条の一 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 謙受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて毒物劇物營業者の閲覧に供し、当該毒物劇物營業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第十四条第三項前段に規定する方法による提供を行う旨を記録する方法)

二 電磁的記録媒体(電子的的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)に係る記録媒体をいう。面に記載すべき事項を記録したものと交付する方法

二 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 毒物劇物營業者がファイルへの記録を出力する方法

二 ファイルに記載された書面に記載すべき事項について、改変が行われないかどうかを確認することができる措置を講じてあること。

三 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、毒物劇物營業者の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十二条の二の三 法第十四条第四項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法により記録されたもの又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録されたものをいう。

第十二条の二の四 合第三十九条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第十二条の二の二第一項各号に規定する方法のうち毒物劇物營業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の制限(毒物又は劇物の交付の方式)

第十二条の二の五 第四条の七の規定は、法第五条第一項第二号の厚生労働省令で定める者による

第十二条の二の六 第八条に規定する厚生労働省令で定める色は赤色、青色、緑色又は紫色とする。

について準用する。この場合において、「特定毒物研究者の業務」とあるのは、「毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置」と読み替えるものとする。

(交付を受ける者の確認)

第十二条の二の六 法第十五条第二項の規定による確認は、法第三条の四に規定する政令で定められた物の交付を受ける者から、その者の身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等交付を受ける者の氏名及び住所を確認するに足りる資料の提示を受けて行なうものとする。ただし、毒物劇物營業者と常時取引関係にある者、毒物劇物營業者が農業協同組合その他の協同組織体である場合におけるその構成員等毒物劇物營業者がその氏名及び住所を知つしていいる者に交付する場合、その代理人、使用人その他の従業者(毒物劇物營業者と常時取引関係にある法人又は毒物劇物營業者が農業協同組合その他の協同組織体である場合におけるその構成員たる法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者の業務に関し交付する場合及び官公署の職員であることが明らかなる者にその者の業務に関し交付する場合は、その資料の提示を受けることを要しない。(確認に関する帳簿)

二 交付の年月日

三 交付を受けた者の氏名及び住所
(加鉛ガソリンの品質)

第十二条の三 法第十五条第三項の規定により同条第二項の確認に関する帳簿に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一 交付した劇物の名称
(確認に関する帳簿)

二 交付の年月日

三 交付を受けた者の氏名及び住所
(加鉛ガソリンの品質)

第十二条の四 令第七条に規定する厚生労働省令で定める加鉛ガソリンは、航空ピストン発動機用ガソリン、自動車排出ガス試験用ガソリン及びモーターオイル試験用ガソリンとする。
(定量方法)

第十二条の五 令第七条に規定する厚生労働省令で定める容器は、無機シアン化合物たる毒物(液体状のものに限る)又は沸化水素若しくはこれを含有する製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるボータブルタンク及びロードタンクビーカーに該当するもの(以下この条において「ボータブルタンク等」という)とし、ボータブルタンク等については、同条第三項から第五項までの規定は、適用しないものとする。

二 一の運転者による運転時間が、二日(始業時刻から起算して四十八時間をいう)を平均一日当たり九時間を超える場合

三 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

四 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

五 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

六 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

七 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

八 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

九 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

十 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

十一 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

十二 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

十三 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

十四 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

十五 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

十六 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

十七 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

十八 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

十九 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

二十 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

二十一 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

二十二 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

二十三 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

二十四 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

二十五 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

二十六 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

二十七 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

二十八 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

二十九 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

三十 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

三十一 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

三十二 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

三十三 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

三十四 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

三十五 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

三十六 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

三十七 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

三十八 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

三十九 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

四十 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

四十一 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

四十二 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

四十三 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

四十四 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

四十五 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

四十六 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

四十七 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

四十八 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

四十九 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

五十 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

五十一 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

五十二 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

五十三 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

五十四 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

五十五 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

五十六 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

五十七 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

五十八 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

五十九 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

六十 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

六十一 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

六十二 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

六十三 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

六十四 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

六十五 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

六十六 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

六十七 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

六十八 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

六十九 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

七十 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

七十一 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

七十二 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

七十三 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

七十四 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

七十五 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

七十六 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

七十七 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

七十八 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

七十九 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

八十 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

八十一 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

八十二 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

八十三 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

八十四 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

八十五 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

八十六 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

八十七 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

八十八 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

八十九 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

九十 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

九十一 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

九十二 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

九十三 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

九十四 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

九十五 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

九十六 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

九十七 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

九十八 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

九十九 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

一百 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

一百一 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

一百二 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

一百三 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

一百四 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

一百五 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

一百六 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

一百七 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

一百八 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

一百九 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

一百十 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

一百十一 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

一百十二 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

一百十三 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

一百十四 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

一百十五 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

一百十六 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

一百十七 (毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標

(情報通信の技術を利用する方法)
第十三条の八 令第四十条の六第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち

又はロに掲げるもの

イ 荷送人の使用に係る電子計算機と運送人

の使用に係る電子計算機と接続する電気

通信回線を通じて送信し、受信者の使用に

係る電子計算機に備えられたファイルに記

録する方法

ロ 荷送人の使用に係る電子計算機に備えら

れたファイルに記録された書面に記載すべ

き事項を電気通信回線を通じて運送人の閱

覧に供し、当該運送人の使用に係る電子計

算機に備えられたファイルに当該事項を記

録する方法(令第四十条の六第二項前段に

規定する方法による提供を受ける旨の承諾

又は受けない旨の申出をする場合にあつて

は、荷送人の使用に係る電子計算機に備え

られたファイルにその旨を記録する方法)

二 電磁的記録媒体の交付、電子メールの送信

又は当該情報が記載されたホームページのホ

ームページアドレス(二次元コードその他の

これに代わるもの)を含む。)及び当該ホームページ

の閲覧を求める旨の伝達

のとおりとする。

一 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

二 電磁的記録媒体の交付、電子メールの送信

又は当該情報が記載されたホームページのホ

ームページアドレス(二次元コードその他の

これに代わるもの)を含む。)及び当該ホームページ

の規定による情報の提供は、次の各号のいずれ

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

三 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

四 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

五 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

六 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

七 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

八 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

九 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

十 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

十一 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

十二 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

十三 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

十四 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

十五 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

十六 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

十七 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

十八 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

十九 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

二十 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

二十一 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

二十二 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

二十三 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

二十四 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

二十五 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

二十六 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

二十七 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

二十八 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

二十九 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

三十 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

三十一 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

三十二 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

三十三 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

三十四 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

三十五 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

三十六 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

三十七 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

三十八 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

三十九 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

四十 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

四十一 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

四十二 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

四十三 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

四十四 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

四十五 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

四十六 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

四十七 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

四十八 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

四十九 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

五十 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

五十一 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

五十二 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

五十三 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

五十四 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

五十五 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

五十六 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

五十七 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

五十八 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

五十九 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

六十 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

六十一 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

六十二 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

六十三 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

六十四 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

六十五 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

六十六 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

六十七 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

六十八 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

六十九 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

七十 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

七十一 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

七十二 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

七十三 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

七十四 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

七十五 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

七十六 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

七十七 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

ならない。

七十八 文書の交付

かに該当する方法により、邦文で行わなければ

2 学校教育法附則第三条第一項の規定により存続を認められた旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）第二条第三項に規定する実業学校は、第六条に規定する学校とみなす。

3 当分の間、特定品目販売業の登録を受け、別表第二十九号に掲げる劇物（内燃機関用に使用されるものであつて、厚生労働大臣が定める方法により着色されたものに限る。以下「内燃機関用メタノール」という。）のみを販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列する者については、第四条の三の規定にかかわらず、法第四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める劇物は、内燃機関用メタノールとする。この場合において、当該販売業者の店舗においてのみ法第七条第一項に規定する毒物劇物取扱責任者の業務を行うことのできる者に係る特定品目毒物劇物取扱者試験についての第七条第二項第三号及び同条第三項の規定の適用については、これらの規定中「別表第一に掲げる劇物」とあるのは、「附則第三項に規定する内燃機関用メタノール」とする。

附 則（昭和二六年四月二〇日厚生省令第五号）

1 この省令は、公布の日から施行する。昭和二十六年厚生省令第二十四号は、廃止する。

附 則（昭和二九年七月一日厚生省令第三五号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年六月一日から適用する。

附 則（昭和三〇年一〇月一日厚生省令第四号）

（施行期日）

1 この省令による毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二百六十二号）の施行の日（昭和三十年十月一日）から施行する。（経過規定）

2 この省令の施行前に交付された改正前の別記第三号様式による毒物（劇物）製造業（輸入業、販売業）登録票は、この様式に相当する改正後の毒物（劇物）製造業（輸入業、販売業）登録票とみなす。

第三号様式による毒物（劇物）製造業（輸入業、販売業）登録票は、この様式に相当する改正後の毒物（劇物）製造業（輸入業、販売業）登録票とみなす。

附 則（昭和三一年六月一二日厚生省令第二〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。昭和四四年九月一日厚生省令第二八号

附 則（昭和四四年九月一日厚生省令第二八号）

1 この省令は、昭和四十五年三月一日から施行する。

附 則（昭和三七年三月二〇日厚生省令第九号）抄

1 （施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただ

し、第十二条の改正規定中燐化亜鉛を含有する

製剤に関しては、公布の日から起算して六十日

を経過した日から施行する。

附 則（昭和三七年三月二〇日厚生省令第九号）

1 この省令は、昭和四十六年六月一日から施行する。ただし、別表第一の毒物の項第八号の改正規定、同表の劇物の項中第十五号の二を第十五号の三とし、第十五号の次に一号を加える改正規定、同項中第十七号の六を第十七号の七とし、第十七号の五を第十七号の六とし、第十七号の四の次に一号を加える改正規定、同項第十三号の四の改正規定及び同項第五十九号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年一月三一日厚生省令第一号）抄

1 （施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年一月三一日厚生省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年一〇月二四日厚生省令第六七号）

1 この省令は、昭和五十三年十一月一日から施行する。

附 則（昭和五六年八月八日厚生省令第三〇号）

1 この省令は、昭和五六年八月二十五日厚生省令第五九号

附 則（昭和五六年八月八日厚生省令第五九号）

1 この省令は、昭和五十六年九月一日から施行する。

附 則（昭和五八年八月八日厚生省令第一号）

1 この省令は、昭和五十八年四月十日から施行する。

附 則（昭和五八年三月二九日厚生省令第一号）

1 この省令は、昭和五十八年三月二九日厚生省令第一号

附 則（昭和五八年三月二九日厚生省令第一号）

1 この省令は、昭和五十九年三月二一日厚生省令第一号

附 則（昭和五九年三月二一日厚生省令第一号）

附 則 (平成三十〇年一〇月一七日厚生労働省令第一二八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律の整備に関する法律附則第一条第五号に規定する日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成三十〇年一二月一九日厚生労働省令第一四四号)

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号)抄

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（施行期日）
（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和二年一二月二十五日厚生労働省令第二〇八号)抄

（施行期日）
（経過措置）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和四年一月二八日厚生労働省令第一七号)

この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和四年政令第三十六号）の施行の日から施行する。

附 則 (令和五年一二月二六日厚生労働省令第一六三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年五月二九日厚生労働省令第九〇号)

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

附 則 (令和六年五月二九日厚生労働省令第一九一号)

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記第1号様式（第1条関係）

附 則 (令和六年五月二九日厚生労働省令第一九一号)

この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和六年政令第一百九十六号）の施行の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第1条関係）		
別記第1号様式（第1条関係）	別記第1号様式（第1条関係）	別記第1号様式（第1条関係）

別記第1号様式（第1条関係）		
別記第1号様式（第1条関係）	別記第1号様式（第1条関係）	別記第1号様式（第1条関係）

別記第2号様式（第2条関係）

別記第3号様式（第3条関係）

別記第2号様式（第2条関係）

別記第3号様式（第3条関係）

別記第4号様式（第4条関係）

登録番号及び登録年月日	新規登録	登録者 姓氏又は会社名
製造用(販売用)		
所在地		
名称		
製造(輸入)品名		
類別	化学名(製剤にあっては、化学名及びその会社)	
新規登録料金		
支払名		
住所		
備考		

上記により、荷物物質の登録料金の差額を申請します。
年月日

住所(法人にあっては、主たる事務所)

氏名(法人にあっては、名内及び代表者)

氏名(者の名前)

新規登録料金

(注)① 荷物の大きさは、日本通運規約A4表とすきこと。
② 幅、高さ、奥行きの合計をmmで記載すること。
③ 製造(輸入)地番は、改めて記載すること。
④ 本規約登録料金を支払う場合は、改めて記載すること。
⑤ 有機シアン化合物の荷物をもつて登録する場合は、化学名に「有機シアン
化合物」と記載すること。
⑥ 有機シアン化合物の荷物をもつて登録する場合は、改めて記載すること。
⑦ 製造の場合は、一定の基準を越えて登録して貰うことは、支拂ふこと。
⑧ 本規約登録料金を支払う場合は、改めて記載すること。
⑨ 有機シアン化合物の荷物をもつて登録する場合は、改めて記載すること。
⑩ 有機シアン化合物の荷物をもつて登録する場合は、改めて記載すること。
⑪ 有機シアン化合物の荷物をもつて登録する場合は、改めて記載すること。
⑫ 有機シアン化合物の荷物をもつて登録する場合は、改めて記載すること。

上記により、荷物物質の登録料金の差額を申請します。
年月日

住所(法人にあっては、主たる事務所)

氏名(法人にあっては、名内及び代表者)

氏名(者の名前)

新規登録料金

別記第5号様式（第4条関係）

登録番号及び登録年月日	新規登録	登録者 姓氏又は会社名
荷物物質 登録料金変更登録		
新規登録料金	登録料金変更登録	
登録番号及び登録年月日		
新規登録料金		
備考		

上記により、荷物物質の登録料金の差額を申請します。
年月日

住所(法人にあっては、主たる事務所)

氏名(法人にあっては、名内及び代表者)

氏名(者の名前)

新規登録料金

(注)① 荷物の大きさは、日本通運規約A4表とすきこと。
② 幅、高さ、奥行きの合計をmmで記載すること。
③ 本規約登録料金を支払う場合は、改めて記載すること。
④ 有機シアン化合物の荷物をもつて登録する場合は、改めて記載すること。

上記により、荷物物質の登録料金の差額を申請します。
年月日

住所(法人にあっては、主たる事務所)

氏名(法人にあっては、名内及び代表者)

氏名(者の名前)

新規登録料金

別記第6号様式（第4条の6関係）

登録番号及び登録年月日	新規登録	新規登録料金変更登録
新規登録料金		
登録番号及び登録年月日		
新規登録料金		
備考		

上記により、荷物物質の登録料金の差額を申請します。
年月日

住所(法人にあっては、主たる事務所)

氏名(法人にあっては、名内及び代表者)

氏名(者の名前)

新規登録料金

(注)① 荷物の大きさは、日本通運規約A4表とすきこと。
② 幅、高さ、奥行きの合計をmmで記載すること。
③ 本規約登録料金を支払う場合は、改めて記載すること。
④ 有機シアン化合物の荷物をもつて登録する場合は、改めて記載すること。
⑤ 有機シアン化合物の荷物をもつて登録する場合は、改めて記載すること。

上記により、荷物物質の登録料金の差額を申請します。
年月日

住所(法人にあっては、主たる事務所)

氏名(法人にあっては、名内及び代表者)

氏名(者の名前)

新規登録料金

別記第7号様式（第4条の9関係）

登録番号及び登録年月日	新規登録	新規登録料金変更登録
新規登録料金		
登録番号及び登録年月日		
新規登録料金		
備考		

上記により、荷物物質の登録料金の差額を申請します。
年月日

住所(法人にあっては、主たる事務所)

氏名(法人にあっては、名内及び代表者)

氏名(者の名前)

新規登録料金

(注)① 荷物の大きさは、日本通運規約A4表とすきこと。
② 幅、高さ、奥行きの合計をmmで記載すること。
③ 本規約登録料金を支払う場合は、改めて記載すること。
④ 有機シアン化合物の荷物をもつて登録する場合は、改めて記載すること。

识别标记(号码)(附录4条目)		植物病虫害责任者登记证
编 号 的 栏 目	种 属 名 称	
登记事项(只填写登记项目)		
植物种类(含品种、栽培变种、繁育系)	油菜	油菜
产地(省、自治区、直辖市)	江苏省	江苏省
登记机关	江苏省农业厅	江苏省农业厅
氏 名	王 明	王明
单 位	植 物 病 虫 害 责 任 者	植物病虫害责任者
地 址		

上記により、毒物制剤取扱責任者の設置の届出をします。
 年 月 日

住所	$\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、主たる事務所} \\ \text{の所在地} \end{array} \right]$
氏名	$\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名称及び代表} \\ \text{者の氏名} \end{array} \right]$

- (回答)

 - 用紙の大きさは、日本専用規格A4を参考すること。
 - 字は、黒字、インクを倒入する。墨はうつりにくくこと。
 - 書類の裏面には、又は裏面に記入する場合は、必ず「**裏面に記入不可**」と記入すること。ただし、御用紙の裏面に記入する場合は、裏面に記入可と記入すること。ただし、御用紙の裏面に記入する場合は、裏面に記入可と記入すること。
 - 規定内用紙用タグ(ナフターナルタグ)による御用紙の裏面に記入する場合は、裏面に記入不可と記入すること。
 - 郵便料金については、「各郵便局及び郵便局に開設する販売窓口」に記入すること。
 - 郵便物取扱責任者の連絡情報には、郵便局名、郵便番号、電話番号などを記入すること。
 - 同封料金記入欄には、一般郵便料金取扱者名、普通郵便料金取扱者名、郵便局名などを記入すること。
 - 料金記入欄には、料金を記入すること。
 - 記入欄に記入する場合は、郵便局に開設する販売窓口に郵便料金取扱者印を押合せた場合は、その旨付記すること。

別記第6種様式(第4回欄)	
薬物販売責任者変更届	
箇	種 别
新規登録又は登録年月日	新規登録
製造販売業者名 販賣業者名 販賣業者登録番号	新規登録
新規登録申請者名 新規登録申請者登録番号	新規登録
既存登録業者名 既存登録業者登録番号	既存登録
既存登録業者登録番号 既存登録業者登録年月日	既存登録
変更後の薬物販 売責任者名 販賣業者登録番号	新規登録
変更年月日	新規登録
備	新規登録

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。
 年 月 日

住所	[法人にあつては、主たる事務所の所在地]
氏名	[法人にあつては、名称及び代表者]

- 保育園の運営方針、園
特別支援学童

(注記)
① お問い合わせは、本園事務室に直接お問い合わせください。
② お問い合わせ、インターネットでの問い合わせ、郵便にてご連絡ください。
③ 電話での問い合わせ、毎日午後4時以降は、原則として受け付けておりません。
④ お問い合わせにつきましては、原則として午後4時までに回答をおこなう場合とし、午後4時以降に問い合わせをされた場合は、翌日午前中に回答をおこなう場合とします。
⑤ お問い合わせにつきましては、午後4時までに問い合わせをされた場合は、翌日午前中に回答をおこなう場合とします。午後4時以降に問い合わせをされた場合は、翌日午前中に回答をおこなう場合とします。
⑥ お問い合わせにつきましては、午後4時までに問い合わせをされた場合は、翌日午前中に回答をおこなう場合とします。午後4時以降に問い合わせをされた場合は、翌日午前中に回答をおこなう場合とします。
⑦ お問い合わせにつきましては、午後4時までに問い合わせをされた場合は、翌日午前中に回答をおこなう場合とします。午後4時以降に問い合わせをされた場合は、翌日午前中に回答をおこなう場合とします。

別記第14号様式 (第9条後掲)	
販売物	製造業 輸入業
税抜き販売額	
登録番号及び登録年月日	
製造業 (販売業) 名 称	所在 地
販売に製造(輸入)する 品目	
備 考	

上記により、荷物側の 製造業
輸入業 の登録の変更を申請します。
年 月 日

従業 の在籍地	[]
氏名 [者]の凡名	[]

- (正解)

 1. 用紙の大きさは、日本規格表紙A4葉とすること。
 2. 字体は、黒・イニシャル等で、書道の書き方を参考すること。
 3. 新たに製造（輸入）する工場名は、工場に記すこと。
 - (1) 製品は、出荷日又は最終販売日を含む年月日に記すこと。
 - (2) 有機・アインケル化合物及びそれを含有する製剤については、化学名欄に「有機ケン化合物」と記すこと。
 - (3) 原体・小量の場合は、その名を学名の横に付記すること。
 - (4) 製剤名は、商品名の前で記せなくて構成しないこと。
 - (5) 既存の名で呼ぶことができないときは、この構成「[製剤名]の[主成分名]」とする。

上記により、変更の届出をします。
年 月 日

- 156 （者）氏名

別記第15号様式（第14条関係）

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

別記第16号様式（第15条関係）

別記第18号様式(第15項関係)	
番 号	番 号
収 え 種 别	収 え 類 別
1 授与者の住所	1 授与者の住所
2 授与者の姓名	2 授与者の姓名
3 収取名	3 収取者名
4 収取年	4 収取年
5 収取月	5 収取月
6 収取日	6 収取日時
7 収取目的	7 収取場所
8 収取会社	施設又は施設の取扱取扱業主の規定
9 収取人	に基づき、上欄にとりて収取する。
年 月 日	年 月 日
收 え 者 氏 名	同 上
署 名	右欄の 署 名

別記第17号様式（第17条関係）

別記17様式(第17条関係)		特定毒物所有品目及び数量基準
登録(許可)の先例 等 の 年 月 日		
登録(許可)の事例 等 の 年 月 日		
特定毒物の品目及 び 数量		

上記により、特定毒物所有品目及び数量の届出をします。
年 月 日

住所〔の所在地〕
〔法人にあつては、名称及び代用〕
氏名〔者の氏名〕

（10点）
1 紙の大きさは、日本画用規格A4番とすること。
2 文字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

別記第18号様式（第18条関係）

別紙12号様式(第12条規則)		
種類	令和4年春	市に規定する事業
新規業者登録	新規登録	
既存業者登録	既存登録	
登録業者登録	登録登録	
業者登録	業者登録	

年月日 住所〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕
氏名〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

体操所設置部長 殿
特別区長
(注意)
1. 紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とすること。
2. 文は、墨、インク等を用い、機器ではつきりと書くこと。

シ」エチル」—六一エチルピリミジン—四
—アミン四%以下を含有するものを除く。
一の四 トランス—N—(六一クロロ—三

—ピリジルメチル）—N、—シアノ—N
メチルアセトアミジン（別名アセタミブリ
ド）及びこれを含有する製剤。ただし、トル
ランス—N—（六一クロロ—三—ピリジル
メチル）—N、—シアノ—N—メチルアセ

トアミジンニ%以下を含有するものを除く。

メチル）-N-ニトロイミタソリシン-1-イリデンアミン（別名イミダクロプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、一（六-クロロ-三-ピリジルメチル）-

N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン二%（マイクロカプセル製剤にあつては、一二%）以下を含有するものを除

く。
一の六 三一（六一クロロピリジン—三一
イルメチル）—一・三一チアゾリジン—二
イリジンフタミド（別名チアフルオロピリ

ド）及びこれを含有する製剤。ただし、三（六—クロロピリジン—三—イルメチル）—・三—チアゾリジン—二—イリデ

ンシアナミド三%以下を含有するものを除く。

ロフエニル）ビラゾール—四—イル＝O—
エチル＝S—プロピル＝ホスホロチオアート
ト（別名ピラクロホス）及びこれを含有する製剤。

(四—クロロフェニル)ピラゾール—四—イル＝O—エチル＝S—プロピル＝ホスホロチオアート六%以下を含有するものを

除く。
一の八 四一クロロー」「フルオロ一五
〔(R)S〕一(三・二・二)トリフルオロエチ

チル」スル「バイニル」アエニル^{II}五
〔トリフルオロメチル〕チオ」ベンチル^{II}
エーテル（別名フルペンチオフエノツク
ス）及びこれを含有する製剤

一の九 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。

く。一の十有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- | | |
|------|--|
| (1) | 五—アミノ—（二—六—ジクロロ
—四—トリフルオロメチルフェニル） |
| (2) | 一—、「二—（エトキシン）エトキシン
カルボニトリル及びこれを含有する製剤 |
| (3) | 五—アミノ—（二—六—ジクロロ
—四—トリフルオロメチルフェニル） |
| (4) | 三—シアノ—四—トリフルオロメチルス
ルフニルピラゾール（別名フイプロニ
ル）—%（マイクロカプセル製剤にあつ
ては、%）以下を含有する製剤 |
| (5) | 四—アルキル安息香酸シアノフェニル
及びこれを含有する製剤 |
| (6) | 四—アルキル—四—シアノフェニル
テルフエニル及びこれを含有する製剤 |
| (7) | 四—アルキル—四—シアノビフェニ
ル及びこれを含有する製剤 |
| (8) | シクロヘキサン及びこれを含有する製剤 |
| (9) | 五—アルキル—（四—シアノフェニ
ル）ピリミジン及びこれを含有する
製剤 |
| (10) | 五—（四—アルキルシクロヘキシル—四—
シアノビフェニル）ピリミジン及び
これを含有する製剤 |
| (11) | 四—アルコキシ—四—シアノビフェ
ニル及びこれを含有する製剤 |
| (12) | 四—（トランス—四—（トランス—四
—エチルシクロヘキシル）シクロヘキシ
ル）ベンゼニトリル及びこれを含有する
製剤 |
| (13) | 四—（五—（トランス—四—エチルシ
クロヘキシル）—二—ピリミジニル）ベ
ンゼニトリル及びこれを含有する製剤 |
| (14) | 四—（トランス—四—エチルシクロヘ
キシル）—二—フルオロベンゼニトリル
及びこれを含有する製剤 |
| (15) | トランヌ—四—エチル—トランヌ
一—、「一—ビシクロヘキサン—四—カル
ボニトリル及びこれを含有する製剤 |
| (16) | 四—、「二—（エトキシン）エトキシン
カルボニトリル及びこれを含有する製剤 |
| (17) | 四—「トランヌ—四—（エトキシメチ
ル）シクロヘキシル）ベンゼニトリル及
びこれを含有する製剤 |
| (18) | 三—（オクタデセニルオキシ）プロピ
オノニトリル及びこれを含有する製剤 |
| (19) | オレオニトリル及びこれを含有する
製剤 |
| (20) | カブリニトリル及びこれを含有する
製剤 |
| (21) | カブリロニトリル及びこれを含有する
製剤 |
| (22) | 二—（四—クロル—六—エチルアミノ
—S—トリアジン—二—イルアミノ） |
| (23) | 二—メチル—プロピオニトリル五〇%以
下を含有する製剤 |
| (24) | 四—クロロ—（四—シアノフェニル）四
—メチル—五—パラ—トリリウミダゾール
—二—メチル—プロピオニトリル五〇%以
下を含有する製剤 |
| (25) | 三—クロロ—四—シアノフェニル—四
—プロピルベンゾアート及びこれを含有す
る製剤 |
| (26) | 一—（三—クロロ—四—五・六・七
—テトラヒドロピラゾロ—二—五—a ピ
リジン—二—イル）—五—「メチル（ブ
ロブ—二—イン—二—イル）アミノ」 —
一H—ピラゾール—四—カルボニトリル
(別名ピラクロニル) 及びこれを含有す
る製剤 |
| (27) | 一—（三—クロロ—二—ピリジル） |

- | | |
|------|--|
| (28) | 二・三・四-テトラゾール-二-イル
ボキサニリド及びこれを含有する製剤 |
| (29) | （H-二-・一・四-トリアゾール-一-イルメチル）ヘキサンニトリル（別名
ミクロブタニル）及びこれを含有する
製剤 |
| (30) | （H-二-・一・四-クロロフェニル）-二-
高分子化合物 |
| (31) | シアノアクリル酸エステル及びこれを
含有する製剤 |
| (32) | N-（二-シアノエチル）-一-三-
ビス（アミノメチル）ベンゼン、N-
N-二ジ（二-シアノエチル）-一-三-
ビス（アミノメチル）ベンゼン及び
N-N-N-、一トリ（二-シアノエチ-
ル）-一-三-ビス（アミノメチル）ベ-
ンゼンの混合物並びにこれを含有する
製剤 |
| (33) | （R,S）-二-シアノ-N-（R）-
一-（二-四-ジクロロフェニル）エチ-
ル-二-（三-ジメチルカルバミド（別
名ジクロシンメツト）及びこれを含有する
製剤 |
| (34) | 二-シアノ-二-三-ジフェニルプロ-
パニ-二-エン酸-二-エチルヘキシリエス
テル及びこれを含有する製剤 |
| (35) | N-（二-シアノ-二-二-ジメチル
プロピル）-二-（二-四-ジクロロフェ-
ニキシ）プロピオンアミド及びこれを
含有する製剤 |
| (36) | N-（R,S）-シアノ（チオフェン
-二-イル）メチル-四-エチル-二-
（エチルアミノ）-二-三-チアゾー-
ル-五-カルボキサミド（別名エタボキ
サム）及びこれを含有する製剤 |
| (37) | 四-シアノ-四-ビフェニリルヒト-
ラヌス-四-エチル-二-シクロヘキサ- |

(85) ロパンカルボキシラート○・五%以下を含有する製剤	(72) ロメチルニコチナミド(別名フロニカミド)及びこれを含有する製剤	(73) トランスーー(二シアノーー)メトキシイミノアセチル)ー三エチルウレア(別名シモキサニル)及びこれを含有する製剤
(86) 一・四ジアミノー二・三ジシアノアントラキノン及びこれを含有する製剤	(74) 一・四ジオキソピロベンジリデンアミノチオホスフェイト(別名ホキシム)及びこれを含有する製剤	(75) 二・三・一(一・四ジオキソピロベンジリデンアミノチオホスフェイト(別名ホキシム)及びこれを含有する製剤
(87) 四・八ジメチル一七ノネンニトリル及びこれを含有する製剤	(76) 三・三・一(一・四ジエチル-O-(α-シアノベンジリデンアミノ)チオホスフェイト(別名ホキシム)及びこれを含有する製剤	(77) 二・六ジクロルシンアンベンゼン及びこれを含有する製剤
(88) 四・四ジメトキシブタンニトリル及びこれを含有する製剤	(78) 二・六ジクロルシンアンベンゼン及びこれを含有する製剤	(79) 二・四シクロヘキシリデンー二フエニルジベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(89) 二・三・アノニーフエニルアセタミド及びこれを含有する製剤	(80) 二・六ジクロルシンアンベンゼン及びこれを含有する製剤	(90) 二・四ジメチルベンジル)ー三エチルウレア(別名シモキサニル)及びこれを含有する製剤

(102) 三・七ジメチル一三・六ノナジエニトリル及びこれを含有する製剤	(86) 三・七ジメチル一三・六ノナジエニトリル及びこれを含有する製剤
(103) ブチル(R)ーー「四(四-シメチルパラシアンフェニル-チオホスフェイト及びこれを含有する製剤	(87) 四・八ジメチル一七ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
(104) ブチル(R)ーー「四(四-シメチルパラシアンフェニル-チオホスフェイト及びこれを含有する製剤	(88) 四・四ジメトキシブタンニトリル及びこれを含有する製剤
(105) アノー二フロノロフエノキシ)フェノキシ)プロピオナート(別名シハロホツブチル)及びこれを含有する製剤	(89) 二・三・アノニーフエニルアセタミド及びこれを含有する製剤
(106) 四ー(トランスー四ー(トランスー四ー(トランスー四ー(五-ブチルー三エチオキサンー二イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(90) 三・五ジヨード一四オクタノイルオキシベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(107) 四-ブチルニ-六-ジフルオロ安息香酸四-シアノニフルオロフェニル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(91) 三・五ジヨード一四オクタノイルオキシベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(108) (E)-二-(四-ターシヤリーブチルフェニル)-二-シアノーー(一-(一-四-トリメチルビラゾール-五-イナルビニル)-二-ジメチルブロピオナート(別名シエノピラフエ)及びこれを含有する製剤	(92) テトラクロル-メタジシンベンゼン及びこれを含有する製剤
(109) 四-一-(トランスー四-(三-ブチニル)シクロヘキサン-四-カルボニトリル及びこれを含有する製剤	(93) テトラクロル-メタジシンベンゼン及びこれを含有する製剤
(110) 四-一-(トランスー四-(三-ブチニル)シクロヘキサン-四-カルボニトリル及びこれを含有する製剤	(94) テトラクロル-メタジシンベンゼン及びこれを含有する製剤
(111) 四-一-(トランスー四-(三-ブチニル)シクロヘキサン-四-カルボニトリル及びこれを含有する製剤	(95) 四-一-(トランスー四-(三-ブチニル)シクロヘキサン-四-カルボニトリル)ー三-トリチオシクロヘプタジエンー三-トリチオシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル
(112) 四-一-(トランスー四-(三-ブチニル)シクロヘキサン-四-カルボニトリル及びこれを含有する製剤	(96) 四-一-(トランスー四-(三-ブチニル)シクロヘキサン-四-カルボニトリル)ー三-トリチオシクロヘキサン-四-カルボニトリルの混合物(二-トリデセンニトリル)八〇%以上八四%以下を含有し、かつ、三-トリデセンニトリル一五%以上一九%以下を含有するものに限る)及びこれを含有する製剤
(113) (Z)-二-(二-フルオロ-五-オクテニル)及びこれを含有する製剤	(97) 二・二・三-トリメチル-三-シクロベンテンアセトニトリル及びこれを含有する製剤

(114) パルミトニトリル及びこれを含有する製剤	(103) 三-ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤
(115) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(104) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(116) 三-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(105) 三-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(117) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(106) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(118) ベンズニトリル及びこれを含有する製剤	(107) ベンズニトリル及びこれを含有する製剤
(119) トランスー四-(五-ブロピル)-	(108) (E)-二-(四-ターシヤリーブチルフェニル)-二-シアノーー(一-(一-四-トリメチルビラゾール-五-イナルビニル)-二-ジメチルブロピオナート(別名シエノピラフエ)及びこれを含有する製剤
(120) トランスー四-(一-ブロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(109) テトラクロル-メタジシンベンゼン及びこれを含有する製剤
(121) 四-二-(トランスー四-(一-ブロピルシクロヘキシル)ベンゾニトリル)及	(110) 四-一-(トランスー四-(三-ブチニル)シクロヘキサン-四-カルボニトリル及びこれを含有する製剤
(122) 四-一-(トランスー四-(一-ブロピルシクロヘキシル)ベンゾニトリル)及	(111) 四-一-(トランスー四-(三-ブチニル)シクロヘキサン-四-カルボニトリル及びこれを含有する製剤
(123) 三-ブロモーー(三-クロロ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(112) 四-一-(トランスー四-(三-ブチニル)シクロヘキサン-四-カルボニトリル及びこれを含有する製剤
(124) 四-ブロモーー(四-クロロ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(113) (Z)-二-(二-フルオロ-五-オクテニル)及びこれを含有する製剤

(125) ルタロニトリル及びこれを含有する製剤	(114) ルタロニトリル及びこれを含有する製剤
(126) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(115) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(127) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(116) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(128) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(117) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(129) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(118) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(130) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(119) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(131) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(120) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(132) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(121) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(133) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(122) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(134) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(123) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(135) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	(124) ニ-フルオロ-四-ブロモ-四-ブロモシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(126)	三一（シス—三一）ヘキセニロキシシ
(127)	ロパンニトリル及びこれを含有する製剤
(128)	ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(129)	シクロヘキシル）—二（ビリミジニル）
(130)	ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(131)	ペントクロルマンデル酸ニトリル及びこれを含有する製剤
(132)	トランス—四一（五—ベンチル—・三—ジオキサン—）—イル）ベンゾニト
(133)	リル及びこれを含有する製剤
(134)	四一（トランス—四一（トランス—四
(135)	—ベンチルシクロヘキシル）シクロヘキ
(136)	シル）ベンゾニトリル及びこれを含有す
(137)	る製剤
(138)	トランス—四一（トランス—四一（ト
(139)	ラントル—・シクロヘキシル—（ビリミジニル）—二（ベンテニル）シクロヘキシル）—二（ベンテニル）シクロヘキシル）ベンゾニトリル及
(140)	びこれを含有する製剤
メチル＝（E）—二—「一（六—	二—シアノフェノキシ）ピリミジン—
製剤	する製剤

(141) 四一イルオキシ」フエニル」「三一メトキシアクリレート八〇%以下を含有する
製剤

(142) 三一メチル—二一ノネンニトリル及び
これを含有する製剤

(143) 三一メチル—三一ノネンニトリル及び
これを含有する製剤

(144) 二一メトキシエチル II (R S) —二一
〔四一—t—ブチルフエニル〕—二一シア
ノ—三一オキソ—三一〔二一トリフルオ
ロメチルフエニル〕プロパンアート(別
名シフルメトフエニル) 及びこれを含有す
る製剤

(145) 四一「トランヌー四一（メトキシプロ
ピル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル
及びこれを含有する製剤

(146) 四一「トランヌー四一（メトキシメチ
ル）シクロヘキシル」ベンゾニトリル及
びこれを含有する製剤

(147) ラウロニトリル及びこれを含有する
製剤

(148) 十二 シアン酸ナトリウム

(149) 十三 削除

(150) 十四 ジエチル—S—(二一オキソ—六
一クロルベンゾオキサゾロメチル)—ジチ
オホスフエイド及びこれを含有する製剤。
ただし、ジエチル—S—(二一オキソ—六
一クロルベンゾオキサゾロメチル)—ジチ
オホスフエイド・二%以下を含有するも
のを除く。

(151) 十四の三 O · O —ジエチル II O²⁻ —(二
一キノキサリニル) II チオホスフアート
(別名キナルホス) 及びこれを含有する製
剤

(152) 十五 ジエチル—四一クロルフエニルメルカ
ブトメチルジチオホスフエイド及びこれを
含有する製剤

(153) 十五の二 削除

(154) 十五の三 ジエチル—(二一・四一ジ
クロルフェニル)—二一クロルビニルホス
フエイド及びこれを含有する製剤

十六 ジエチル—(二・四—ジクロロフエニル)—チオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル—(二・四—ジクロロフエニル)—チオホスフエイト三%以下を含有するものを除く。

十七 削除

十七の二 ジエチル—(一・三—ジチオシクロベンチリデン)—チオホスホルアミド五%以下を含有する製剤

十七の三 ジエチル—三・五・六—トリクロル—二—ピリジルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル—三・五・六—トリクロル—二—ピリジルチオホスフエイト一% (マイクロカプセル製剤にあつては、二五%) 以下を含有するものを除く。

十七の四 ジエチル—(五—フエニル—三—イソキサゾリル)—チオホスフエイト(別名イソキサチオン)及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル—(五—フエニル—三—イソキサゾリル)—チオホスフエイト二%以下を含有するものを除く。

十七の五 削除

十七の六 ジエチル—四—メチルスルフイニルフエニル—チオホスフエイト三%以下を含有する製剤

十七の七 削除

十七の八 一・三—ジカルバモイルチオ—二—(N—N—ジメチルアミノ)—プロパン、その塩類及びこれらの中のいずれかを含有する製剤。ただし、一・三—ジカルバモイルチオ—二—(N—N—ジメチルアミノ)—プロパンとして一%以下を含有するものを除く。

十八 削除

十八の二 ジ (—クロリソプロピル) エーテル及びこれを含有する製剤

十九 ジクロルブチン及びこれを含有する製剤

十九の二 二—・四—ジクロロ—α・α・α—トリフルオロ—四、—ニトロメタトルエンスルホニアニリド(別名フルスルフアミド)及びこれを含有する製剤。ただし、二、四—ジクロロ—α・α・α—トリフルオロ—四、—ニトロメタトルエンスルホニアニリド○・三%以下を含有するものを除く。

二十一・三一ジクロロプロロベン及びこれを含有する製剤

二十二から二十四まで 削除

二十四の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロドナート（別名ジノカツブ）及びこれを含有する製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロドナート〇・二%以下を含有するものを除く。

二十四の三 二・三一ジヒドロ二・二一ジメチル一七一ベンゾ「b」フランル一N-ジブチルアミノチオ一N-メチルカルバマート（別名カルボスルファン）及びこれを含有する製剤

二十五 二・二一ジビリジリウム一・一エチレンジブロミド及びこれを含有する製剤

二十五の二 ニ一ジフェニルアセチル一一一インダンジオン〇・〇〇五%以下を含有する製剤

二十五の三 三一（ジフルオロメチル）一トリメチル一二・三一ジヒドロ一H一イソデニン一四一イル」一H一ピラゾール一カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三一（ジフルオロメチル）一トリメチル一二・三一ジヒドロ一H一インデン一四一イル」一H一ピラゾール一四一カルボキサミド三%以下を含有するものを除く。

二十五の四 ジプロピル一四一メチルチオエニルホスフェイト及びこれを含有する製剤

二十六から二十八まで 削除

二十八の二 二一ジメチルアミノ一五・六一ジメチルビリミジル一四一N-N-ジメチルカルバメート及びこれを含有する製剤

二十八の三 五一ジメチルアミノ一一・二・三一トリチアン、その塩類及びこれらいずれかを含有する製剤。ただし、五一ジメチルアミノ一一・二・三一トリチアンとして三%以下を含有するものを除く。

二十九 ジメチルエチルスルフィニルイソブロピルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

三十 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト（別名チオメトントン）及びこれに含有する製剤

三十一 ジメチル一二・二一ジクロルビニルホスフェイト（別名DDVP）及びこれを含有する製剤

三十二 ジメチルジオホスホリルフェニル酢酸エチル及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチルジオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以下を含有するものを除く。

三十二の二 三一ジメチルジオホスホリル一S—メチル—五—メトキシ—一・三・四一チアジアゾリン—二オン及びこれを含有する製剤

三十二の三 二・二一ジメチル—二・三一ジヒドロ—一ベンゾフラン—七—イル＝N—[N—(二—エトキシカルボニルエチル)—N—イソプロピルスルフエナモイル]—N—メチルカルバマート（別名ベンフラカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、二・二一ジメチル—二・三一ジヒドロ—一ベンゾフラン—七—イル＝N—[N—(エトキシカルボニルエチル)—N—イソプロピルスルフエナモイル]—N—メチルカルバマート六%以下を含有するものを除く。

三十三 ジメチルジブロムジクロルエチルホスフェイト及びこれを含有する製剤

三十三の二 及び三十三の三 削除

三十三の四 三・五—ジメチルフェニル—N—メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、三・五—ジメチルフェニル—N—メチルカルバメート三%以下を含有するものを除く。

三十四 ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、三・五—ジメチルフェニル—N—メチルカルバメート三%以下を含有するものを除く。

三十四の二 二・二—ジスチル—一・三—ベンゾジオキソール—四—イル—N—メチルカルバマート（別名ベンダライオカルブ）五%以下を含有する製剤

三十五 ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

三十六 ジメチル—(N—メチルカルバミルメチル)ジチオホスフェイト（別名ジメトエート）及びこれを含有する製剤

三十六の二 O—O—ジメチル—O—(三—メチル—四—メチルスルフィニルフェニ

ル) - チオホスフエイト及びこれを含有する製剤

三十七 ジメチル-四-メチルメルカプト-三-メチルフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル-四-メチルメルカブト-三-メチルフエニルチオホスフエイト-1%以下を含有するものを除く。

三十八から四十一まで 削除

四十一の二 二-チオ-三-五-ジメチルテトラヒドロ-1-三-五-チアジアジン及びこれを含有する製剤

四十二 削除

四十三 テトラエチルメチレンビスジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

四十三の二 削除

四十三の三 (S)-二-三-五-六-テトラヒドロ-1-六-フエニルイミダゾ[2-1-b]チアゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(S)-二-三-五-六-テトラヒドロ-1-六-フエニルイミダゾ[2-1-b]チアゾールとして六・八%以下を含有するものを除く。

四十三の四 二-三-五-六-テトラフルオロ-1-四-メチルベンジル-(Z)-1-(二-R-S・三-R-S)-1-三-(二-クロロ-1-三-五-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)-1-五%以下を含有する製剤

四十三の五 三-七-九-1-三-テトラメチル-五-二-ジオキサ-2-ハ-1-四-トリチア-4-七-九-1-二-テトラアザペンタデカ-3-二-ジエン-1-六-1-ジオン(別名チオジカルブ)及びこれを含有する製剤

四十三の六 二-四-六-八-テトラメチル-1-三-五-七-テトラオキソカン(別名メタアルデヒド)及びこれを含有する製剤。ただし、二-四-六-八-テトラメチル-1-三-五-七-テトラオキソカン-10%以下を含有するものを除く。

四十四 無機銅塩類。ただし、雷銅を除く。

四十五 削除

四十六 トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト一〇%以下を含有するものと見除く。

四十六の二 ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であつて、ナラシンとして一〇%以下を含有するもの。ただし、ナラシンとして一%以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものと見除く。

四十七 S・S-サービス（一メチルプロピル）=O-エチル=ホスホロジチオアート（別名カズサホス）一〇%以下を含有する製剤。ただし、S・S-サービス（一メチルプロピル）=O-エチル=ホスホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。

四十八 及び四十八の二 削除

四十八の三 二-ヒドロキシ-四-メチルチオ酔酸及びこれを含有する製剤。ただし、二-ヒドロキシ-四-メチルチオ酔酸〇・五%以下を含有するものを除く。

四十九 削除

四十九の二 二-（フェニルパラクロルフェニルアセチル）-一・三-インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、二-（フェニルパラクロルフェニルアセチル）-一・三-インダンジオン〇・〇二五%以下を含有するものを除く。

四十九の三 一-t-ブチル-三-（二・六-ジイソプロピル-四-フェノキシフェニル）チオウレア（別名ジアフエンチウロン）及びこれを含有する製剤

四十九の四 ブチル-二・三-ジヒドロ-二-二-ジメチルベンゾフラン-七-イル-N,N-ジメチル-N-N-チオジカルバマート（別名フラチオカルブ）五%以下を含有する製剤

四十九の五 t-ブチル=（E）-一-（一-三-ジメチル-五-フェノキシ-四-ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル）ベンゾアート及びこれを含有する製剤。ただし、t-ブチル=（E）-一-（一-三-ジメチル-五-フェノキシ-四-ピラゾリルメチレンアミノオキシメチ

四十九の六 二—t—ブチル—五（四—t
—ブチルベンジルチオ）—四—クロロピリ
ダジン—三（二H）—オン及びこれを含有するもの
を除く。
四十九の七 削除
四十九の八 N—（四—t—ブチルベンジ
ル）—四—クロロ—二—エチル—一—メチ
ルピラゾール—五—カルボキサミド（別名
テブフェンピラド）及びこれを含有する
製剤
五十 ブラストサイジンS、その塩類及びこ
れらのいずれかを含有する製剤
五十一 ブロムメチル及びこれを含有する
製剤
五十一の二 二—（四—ブロモジフルオロメ
トキシフエニル）—二—メチルプロピル||
三—フエノキシンジル||エ—テル（別名
ハルフエンプロツクス）及びこれを含有す
る製剤。ただし、二—（四—ブロモジフル
オロメトキシフエニル）—二—メチルプロ
ピル||三—フエノキシンジル||エ—テル
五%以下を含有する徐放性製剤を除く。
五十二 二—メチリデンブタン二酸（別名メ
チレンコハク酸）及びこれを含有する製剤
五十三から五十八の三まで 削除
五十八の四 メチルイソチオシアネート及び
これを含有する製剤
五十九 メチル||N—二—「—（四—ク
ロロフェニル）—H—ピラゾール—三—
イルオキシメチル」フエニル（N—メト
キシ）カルバマート（別名ビラクロストロ
ビン）及びこれを含有する製剤。ただし、
メチル||N—「—（四—クロロフ
エニル）—H—ピラゾール—三—イルオ
キシメチル」フエニル（N—メトキシ）
カルバマート六・八%以下を含有するもの
を除く。
五十九の二から五十九の五まで 削除
五十九の六 メチル—N—N—ジメチル
—N—「（メチルカルバモイル）オキシ」
一一チオオキサムイミデート〇・八%以
下を含有する製剤
五十九の七 S—（四—メチルスルホニルオ
キシフェニル）—N—メチルチオカルバマ
ト及びこれを含有する製剤

五十九の八 五一メチル一一二・四一トリ
アゾロ〔三・四一b〕ベンゾチアゾール
(別名トリシクラゾール) 及びこれを含有する製剤。ただし、五一メチル一一二・
四一トリアゾロ〔三・四一b〕ベンゾチア
ゾール八%以下を含有するものを除く。
六十 N一メチル一一ナフチルカルバメート
及びこれを含有する製剤。ただし、N一
メチル一一ナフチルカルバメート五%以
下を含有するものを除く。
六十一 沃化メチル及びこれを含有する製剤
六十二 硫酸及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸一〇%以下を含有するものを除く。
六十三 製剤
六十四 削除
六十五 S一メチル一一ピペリジ
ル一カルボニルメチルジプロピルジチオ
ホスフェイト及びこれを含有する製剤。た
だし、S一(一メチル一一ピペリジ
ル一カルボニルメチル)ジプロピルジチオ
スフェイト四・四%以下を含有するものを除
く。
六十六 二一(一メチルプロピル)一フ
エニル一N一メチルカルバメート及びこれ
を含有する製剤。ただし、二一(一メチ
ルプロピル)一フエニル一N一メチルカル
バメート二% (マイクロカプセル製剤にあ
つては、一五%) 以下を含有するものを除
く。
六十七 削除
六十八 S一メチル一N一(メチルカル
バモイル)一オキシ一チオアセトイミデ
ート(別名メトミル)四五%以下を含有す
る製剤

六十三	硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。
六十四	削除
六十五	塩化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、塩化亜鉛一%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。
六十六	削除
六十七	ロテノン及びこれを含有する製剤。ただし、ロテノン二%以下を含有するものを除く。
六十八	アンモニア及びこれを含有する製剤。ただし、アンモニア一〇%以下を含有するものを除く。
六十九	塩基性酢酸鉛
七十	塩化水素及びこれを含有する製剤。ただし、塩化水素一〇%以下を含有するものを除く。
七十一	塩化水素と硫酸とを含有する製剤。ただし、塩化水素と硫酸とを合わせて一〇%以下を含有するものを除く。
七十二	塩化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素六%以下を含有するものを除く。
七十三	塩化水素と硫酸とを含有する製剤。ただし、クロム酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、クロム酸鉛七〇%以下を含有するものを除く。
七十四	塩化水銀五%以下を含有する製剤
七十五	酸化鉛
七十六	四塩化炭素及びこれを含有する製剤
七十七	重クロム酸塩類及びこれを含有する製剤
七十八	薬用、その塩類及びこれらの一いずれかを含有する製剤。ただし、薬用として一〇%以下を含有するものを除く。
七十九	硝酸及びこれを含有する製剤。ただし、硝酸一〇%以下を含有するものを除く。
八十	水酸化カリウム及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化カリウム五%以下を含有するものを除く。

十二	九十	八十	七十	六十	五十	四十	三十	二十	一十	十	九	八
二トロベンゼン	水酸化ナトリウム及び これに含有するもの 以下を除く。)で液体 状のもの	水酸化カリウム五%以 下を含有するもの を除く。)で液体状の もの	水酸化カリウム及び これに含有するもの 以下を除く。)で液体 状のもの	硝酸及びこれを含有す る製剤(硝酸一〇%以 下を含有するものを除 く。)で液体状のもの	臭素	ジメチル硫酸	硅沸化水素酸	クロルメチル	クロルピクリン	クロルスルホン酸	塩素	塩化水素及びこれを含 有する製剤(塩化水素 一〇%以下を含有する ものを除く。)で液体状 のもの
五の項に同じ	十の項に同じ	十の項に同じ	一の項に同じ	九の項に同じ	一の項に同じ	一の項に同じ	五の項に同じ	五の項に同じ	一の項に同じ	保護手袋 保護長ぐつ 保護マスク 普通ガス用防 毒マスク 保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 保護眼鏡	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 普通ガス用防 毒マスク 保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 保護眼鏡	アソノニア用 防毒マスク

備考	三十二	二十二	一十二
	硫酸及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
	十の項に同じ	五の項に同じ	一の項に同じ

備考

一 この表に掲げる防毒マスクは、空気呼吸器又は酸素呼吸器で代替させることができる。

二 防毒マスクは、隔壁式全面形のものに、空気呼吸器又は酸素呼吸器は、全面形のものに限る。

三 保護眼鏡は、プラスチック製一眼型のものに限る。

四 保護手袋、保護長ぐつ及び保護衣は、対象とする毒物又は劇物に対して不浸透性のものに限る。